



掲載日：2011年3月1日

# 審議結果

様式3-2

次の審議会等を下記のとおり開催した。

審議会等名称	神奈川県国民保護協議会	
開催日時	平成22年 3月30日（火） 16:15～16:45	
開催場所	神奈川県庁 第二分庁舎 6階 災害対策本部室	
(役職名)出席者	◎松沢成文、佐藤拓也、元永秀、長谷部正道、岩部満、清水平、重岡良昭、淵崎直樹、辻正紀、中島栄一、渡辺巧、北村俊夫、藤井良一、高橋秀典、露木辰夫、富岡隆、菊地博信、村上修一、及川隆司、菜花健一、鈴木功、中澤昇、吉岐哲平、嶋村尚美	
次回開催予定日	未定	
問い合わせ先	所属名、担当者名 危機管理対策課、大町 電話番号 045-210-3465 ファックス番号 045-210-8829 フォームメール（以下をクリックすると、問い合わせフォームがご利用いただけます。） <a href="#">安全防災局</a> <a href="#">危機管理部</a> <a href="#">危機管理対策課</a>	
下欄に掲載するもの	<a href="#">議事録全文</a>	<b>要約した理由</b>
審議経過	司会(浄園安全防災局副局長) 私、本日の司会を務めさせていただきます安全防災局副局長の浄園と申します。よろしく申し上げます。本協議会の開会に先立ちまして、委員の皆様にお諮りしたい点がございまして。本日の議題は、お手元にお配りしている議事ですが、その内容からいたしますと、特に非公開にすべきではないと、このように思われますので、公開とさせていただきますまして、併せて記者の方による写真撮影に応じたいと存じますが、いかがでございましょうか。  (異議なしの声)  ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。	

お待たせいたしました。本会議は、「神奈川県国民保護協議会条例」第4条第2項の規定によりまして、会議の成立には過半数の委員の方の出席が必要となっておりますが、本日は総委員29名中、24名の方のご出席を賜っておりますので、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。ただいまから、神奈川県国民保護協議会を開会いたします。まず初めに、会長の松沢知事からごあいさつ申し上げます。

#### 会長（松沢知事）

県知事の松沢でございます。本日は、お忙しい中、神奈川県国民保護協議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。委員の皆様には、日ごろから、国民保護対策の推進をはじめ、県政全般にわたりまして、ひとかたならぬご尽力を頂いており、厚くお礼を申し上げます。

国民保護法が、平成16年6月に成立して以来、現在に至るまで、幸いにも日本では国民保護法が適用されるようなテロ事件等は発生しておりません。しかしながら、ひとたび世界に目を向けますと、昨日もモスクワにおいて地下鉄連続自爆テロが起きまして、少なくとも38の方が亡くなり、102名の方が負傷をされました。またこれまでも、平成17年7月の英国ロンドンにおける、地下鉄バス同時爆弾テロ事件や、平成20年11月のインド・ムンバイ連続テロ事件など、大規模なテロが発生しており、予断を許さない状況にあります。また昨年には、北朝鮮が弾道ミサイルの発射実験を相次いで行なうなど、我が国の安全保障にとって、核兵器開発の問題も、大きな懸念材料となっております。

本県では、11月に横浜市においてアジア・太平洋地域の21の国と地域の首脳、閣僚が一同に会するAPEC首脳会議が開催されることとなっております。これは、神奈川の魅力を世界にアピールする絶好の機会でもありますが、同時にテロなどの、不測の事態が生ずることも、懸念されております。県では万が一のテロなどの事態の発生に備え、これまで継続的に図上訓練などを実施し、関係機関との連携を深めるなど、対応能力の向上に取り組んでまいりました。また、県民のみなさんに国民保護への理解を深めていただくため、啓発用のパンフレットを作成、配布するとともに、県内各地域で講演会を開催するなどの取組みも行なっております。なお、万が一の大規模テロなどが発生した際に、県民を保護する措置を、迅速且つ的確に実施するためには、国や県警察、市町村、関係機関、団体の皆様と、連携して対策を進めていくことが、何よりも重要であります。このため、今後も県では皆様のご支援とご協力をいただきながら、県全体としての国民保護措置の実施体制の強化に取り組んでまいります。

本日の協議会では、国の基本指針の変更等に基づく神奈川県国民保護計画の変更について審議させていただくとともに、本県における国民保護対策推進にかかる取組みについて、説明をさせていただきます。本日の議事は計画変更が中心となりますが、委員の皆様には、本県の国民保護の取組みに対し、それぞれの立場から、忌憚のないご意見をいただくと共に、今後とも本県の国民保護対策の推進にご理解とご協力を、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

#### 司会（浄園安全防災局副局長）

ありがとうございます。恐縮でございますが、報道機関の方の撮影はここまでとさせていただきます。それでは、「神奈川県国民保護協議会条例」第4条第1項の規定に基づきまして、会長に議長をお願いいたします。

#### 議長（松沢知事）

それでは、私がこの会議の進行役を務めさせていただきます。早速、議事に入らせていただきます。まず、議題の「神奈川県国民保護計画の変更について」事務局から説明を願います。

#### 事務局（神山危機管理担当課長）

安全防災局危機管理担当課長の神山と申します。よろしく願いいたします。恐縮ですが、着席してご説明させていただきます。「神奈川県国民保護計画の変更について」ご説明をさせていただきます。まず資料に入る前に、今回の計画変更の手続きについて、ご説明をさせていただきます。県国民保護計画につきましては、平成18年3月に計画を策定いたしました。その後、平成19年1月と、20年1月の2回、国と協議を要しない、軽微な変更をしております。その場合は軽微な変更ということで、この協議会の場では、変更内容をご報告させていただくだけでございますが、今回は、変更内容が現地調整所の設置など、国と協議が必要になる事項でございますので、国と正式協議に入る前に、この協議会に諮問させていただくものでございます。諮問書の写しがお手元の左側にございますので、ご覧下さい。内容は、神奈川県知事から神奈川県国民保護協議会会長宛に、神奈川の国民保護に関する計画変更について諮問するというものでございます。お手元には資料1から資料6、及び参考資料があると思いますが、そのうちの資料4が、厚いものでございますが、諮問書に記載の神奈川県国民保護計画変更案でございます。なお、国民保護協議会幹事の皆様には、12月と1月の計2回、意見照会をさせていただきまして、いただいたご意見は、反映したものでございます。また、皆様に事前に送付させていただきました本日の資料に関しまして、資料4の変更計画案について、県の組織改変に伴う変更が必要になった箇所がございましたので、資料3「新旧対象表」の追加資料も卓上に配布させていただいておりますので、ご承知おきください。部局が局になったということでございます。

それでは、変更の概要についてご説明をさせていただきたいと思っております。資料2「神奈川県国民保護計画の変更について」をご覧ください。1「神奈川県国民保護計画の位置付け」でございますが、(1)国は、「武力攻撃事態等にお

ける国民の保護のための措置に関する法律」、いわゆる「国民保護法」により、武力攻撃事態等に備えて、国民保護措置の実施に関し、あらかじめ、「国民の保護に関する基本指針」を定め、各都道府県はこの基本指針を基準として、国民保護計画を定めることとされております。そのため、その下の(2)県は、国民保護法に基づき、神奈川県国民保護協議会における審議、国との協議を経て、平成18年3月に神奈川県国民保護計画を策定し、県内市町村も県計画を指針として、市町村国民保護計画を策定しております。その下の図は、ただいまご説明いたしました件の計画の位置づけを表したものでございます。

次に、2「計画の内容」でございますが、県計画は、武力攻撃事態等において、県民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小にすることを目的として、国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるよう県の実施体制、県が実施する非難や救援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項などを定めております。また、市町村の国民保護計画等を作成する際の基準となるべき事項を定め、国民保護措置の総合的な推進を図っております。ページをおめくりください。

次に、3「計画の構成」でございますが、その下の表をご覧ください。県計画は、左端の覧のとおり、「第1編 総論」から「第5編 緊急対処事態への対処」までの5編で構成されております。各編の内容につきましては、資料記載のとおりでございます。

4「変更の考え方」でございますが、平成20年10月及び平成21年11月に、県計画の基準となる国の基本指針が変更されたことや、平成22年4月に相模原市が政令指定都市へ移行することなど、県計画を変更する必要性が生じたため、この度これらを一括して変更させていただくものでございます。

次に5「主な変更点」、(1)国の基本指針変更に伴う変更でございます。表の1段目、「現地調整所の設置」につきましては、国の基本指針に「現地調整所の設置」が新たに盛り込まれたことに伴い、危機発生時に市町村長のみでなく、知事が必要に応じて、現場で活動する関係機関の連絡調整を図る場として、現地調整所を設置することを追加記載するものでございます。記載にはございませんが、現地調整所について若干補足いたしますと、事案が発生した際、市町村長もしくは知事などが現地調整所を設置し、現場に到着した関係機関がその場で、情報共有や活動調整を行うことで、連携した対応ができることとなります。実際には、国民保護事案に限らず、事故や災害の場合にも、呼称は様々ですが、同様な性格のものが設置され、関係機関が対応を協議する場となっております。参考として、昨年11月30日に兵庫県が国と共同で実施した国民保護実働訓練状況を収録したDVDの中で、現地調整所に関する部分がございますので、前方の画面をご覧ください。なお、県計画における具体的なものにつきましては、資料3の4ページの表の上から5段目に記載してございますので、ご覧いただければと思います。

#### <DVD鑑賞>

現地調整所につきましては、以上でございます。

恐れ入りますが、資料2の3ページの表の上から2段目「合同対策協議会への出席」をご覧ください。国の基本指針に「合同対策協議会の開催」が新たに盛り込まれたことに伴い、国が関係機関相互の情報交換を行うため、合同対策協議会を設置した場合、知事又は県職員が出席することを追加記載するものでございます。合同対策協議会とは、国の現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等が参加することで、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する措置について、相互に協力するというものでございます。先ほどのDVDの中で、合同対策協議会に関する部分もございますので、前方画面をご覧ください。なお、県計画における具体的なものにつきましては、資料3の5ページの表の上から1段目に記載してございます。

#### <DVD鑑賞>

合同対策協議会につきましては、以上でございます。

資料2の3ページの、表の上から3段目「安否情報システムの利用」をご覧ください。国の基本指針に「安否情報システムの運用」が新たに盛り込まれたことに伴い、危機発生時の安否情報の収集、整理、報告及び提供においては、原則、消防庁が運用する安否情報システムを利用することを追加記載するものでございます。安否情報システムのイメージ図を画面に映しておりますので、ご覧ください。安否情報とは、被災者の氏名、生年月日、男女の別、住所、負傷状況、居所などの情報をいいます。国民保護法では、武力攻撃事態等において、国、県、市は、避難所等において避難住民や負傷した住民の方たちの安否情報を収集し、安否情報の照会があったときは、それに回答することとされております。安否情報システムとは、この事務の処理を効率的に実施するために消防庁が開発したシステムです。このシステムは、安否情報の入力、整理、報告、提供の機能が、たとえば、避難所等に避難された方達の安否情報をシステムに入力し、住民の方からの照会に対し、国や地方自治体が速やかに情報を検索し、回答するためのものでございます。なお、県計画における具体的な文言については、資料3の4ページの表の上から2段目と、5ページの表の上から5段目に記載してございます。安否情報システムにつきましては、以上でございます。

次に、資料2の3ページの表の上から4段目、5段目の指定行政機関の追加をご覧ください。国が「観光庁」と「消費者庁」を指定行政機関として新たに指定したことにより、追加記載するものでございます。その下、(2)県独自の変更でございます。平成22年度の相模原市の政令指定都市への移行による追加記載と、病院事業庁が地方独立行政法人に移行することに伴い、県が地方独立行政法人神奈川県立病院機構を指定地方公共機関として新たに指定することによる、追加記載でございます。その他、統計データの時点修正などの変更については、資料3に記載のとおりでございます。

最後に6「今後のスケジュール」でございますが、本協議会でご審議をいただき、6月の国との協議、7月の閣議決定を経まして、計画変更が決定することになります。以上が、今回の計画の主な変更内容でございます。

次に、資料4をご覧ください。こちらは神奈川県国民保護計画案で、変更箇所には下線を引いております。ただ、先ほどの追加したものにつきましては、まだ下線を引いてございません。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（松沢知事）

はい。今回の計画変更については、軽微でない変更内容が含まれるということで、県より諮問を受けておりますが、ただいまの計画変更の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。よろしいですか。それでは、ご意見、ご質問ないようでございますので、「神奈川県国民保護計画の変更」につきまして、本変更案にご異議はございませんか。

（異議なしの声）

ご異議がないようでございますので、それではお手元の諮問書の下にあります、答申(案)をご覧ください。内容は計画案を適当と認めるとありますが、この(案)により県へ答申をさせていただいてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、(案)のとおり答申させていただきます。以上で議題については終了いたしましたので、次に報告事項に進ませていただきます。それでは、報告の「神奈川県の国民保護の推進に係る取組みについて」事務局から説明をお願いいたします。

事務局（神山危機管理担当課長）

はい。それでは、資料5に基づきまして、「神奈川県の国民保護の推進に係る取組みについて」ご説明させていただきます。

1「平成21年度の取組み」でございます。まず、(1)「訓練の実施」、国民保護図上検討会でございます。記載にはございませんが、本県では、平成18年、19年度に国民保護図上検討会を、また、平成20年度に国と共催して国民保護図上訓練を実施いたしました。資料にあるとおり、検討会は平成21年10月16日の午後約3時間で実施いたしました。会場はこの災害対策本部室を使用しました。参加機関は、自衛隊等関係機関、県警察、川崎市、横浜市など7機関で参加人数は40人で行いました。実施内容でございますが、大都市地域で開催される国際会議を狙った爆発物によるテロ攻撃事案が発生し、多数の死傷者が出たという想定のもと、各参加機関が、事前に付与された事案状況および検討項目を踏まえ、その対応について発表を行い、連携すべき事項等について、質疑応答を通じて相互に確認を行うという内容で行いました。訓練の様子を前方の画面に映しておりますので、画面をご覧ください。これはスライドで動きがないものでありますけれども、ほぼ、このような形でございます。実施結果といたしましては、各参加機関の発表及び質疑応答を通じて、状況ごとの各機関の役割を相互に確認できたこと、警戒区域の設定方法や現地調整所の設置主体等の課題を共有することができたことが成果となりました。

次に(2)「普及啓発」についてご説明いたします。県では、県民の皆様が国民保護を理解していただくため、継続して3つの普及啓発に取り組んでおります。1つ目の取り組みは「国民保護フォーラム等の開催」でございます。平成18年度内に県内全ての市町村が国民保護計画を策定したことを踏まえ、多くの県民の皆様が参加しやすいように、県内の各地域で、その地域の市町村との共催により、平成19年度から、これまで計8回開催してきております。ページをおめくりください。本年度でございますが、資料にございますように、「国民保護講演会 in 小田原」を開催いたしました。画面に講演会の写真を写しておりますので、あわせてご覧いただきたいと思います。講演会は、昨年12月22日に小田原市内で、県と西湘地域の4市町との共催により開催し、243人のご参加をいただきました。内容は、地震防災の観点等からの国民保護法制の必要性や課題等についてで、演題は「地震防災から見た国民保護」といたしました。講師は京都大学防災研究所巨大災害研究センター教授の林 春男氏で行いました。次に、2つ目の取り組みとなりますが、イ「自主防災組織リーダー等研修会」でございます。記載にはございませんが、国民保護措置を円滑に実施するためには、県民の皆様の自発的な協力を得ることが不可欠でございます。特に自主防災組織リーダーは、お年寄りや障害をお持ちの方の避難の援助などの自発的な協力が期待されているものでございます。本年度は、計25回の研修会の中で584人のリーダーの皆様へ、国民保護のお話をさせていただきました。内容といたしましては、県総合防災センターで、地域の防災行動力の強化を図るため、自主防災組織リーダーの方々を対象とした研修会を毎年実施しておりますので、その中に国民保護の時間を設けていただきまして、国民保護の仕組みや、万が一の事態が発生した場合の避難誘導などへの協力について、ご説明をさせていただいたものでございます。次に、3点目の取り組みといたしまして、ウ「啓発資料の作成」でございます。記載にはございませんが、県ではこれまで、国民保護措置について県民の皆様へ広く周知するために、日本語版のほか、英語版、ハングル版、スペイン語版、ポルトガル語版の「かながわの国民保護」という冊子を作成してまいりました。本年度は記載にありますとおり、新たに

中国語版を2500部作成し、県外国人相談窓口等に配布するなど、より多くの外国人の方々に、国民保護に関する理解を深めていただけるよう取り組んでおります。中国語版の写しを、資料6としてお配りしておりますので、後ほど、ご覧いただきたいと思っております。もちろん、翻訳版、日本語版も参考資料として添付してございます。また、点字版を80部作成し、視聴覚障害者情報提供施設等に配架するなど、視聴覚障害者に、国民保護に関する理解を深めていただけるような取り組みもしてございます。

次に、2「平成22年度の取組み」でございます。本年度は、横浜市で11月にA P E C首脳会議が開催されることを踏まえまして、万が一の事態に備え、国、横浜市及び自衛隊等との関係機関との有事の際の連携を検証するために、20年度に引き続きまして、国と共催による国民保護共同図上訓練を実施するとともに、先ほど申しました、国民保護フォーラム等の開催などの取組みを、継続的に実施してまいりたいと考えております。「神奈川県における国民保護の推進に係る取組みについて」の説明は、以上でございます。

議長（松沢知事）

はい。ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、どうぞよろしく申し上げます。

富岡委員

県消防長会の富岡と申します。今のこの訓練の実施時期、もし分かりましたら教えていただけますでしょうか。

議長（松沢知事）

事務局、お願いします。

事務局（神山危機管理担当課長）

国との共同訓練でございますが、今の調整では、7月の末頃に予定しております。また、関係機関には、近々にご連絡したいと思っております。

富岡委員

はい、ありがとうございます。

議長（松沢知事）

その他、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、ご意見、ご質問が他にないようでございますので、本日事務局で用意した議題等は以上でございますが、この際、国民保護全般で、何かご意見ございましたら、今日の協議事項以外でも結構ですので、どうぞ、ご発言がありましたらよろしく申し上げます。よろしいですか。はい、それでは、ご発言のないようでございますので、以上をもちまして、本日の国民保護協議会を、終了させていただきます。本日は、会議の円滑な運営にご協力いただきまして、ありがとうございます。それでは、進行を司会に戻します。

司会（浄園安全防災局副局長）

以上をもちまして、本日の神奈川県国民保護協議会を閉会とさせていただきます。誠に、ありがとうございます。

[このページの先頭へもどる](#)

## 神奈川県

このページの所管所属は [くらし安全防災局 総務危機管理室](#) です。